



物価高騰対策支援給付金のご案内

- 物価高騰による負担の軽減を図るため、令和6年度の住民税が非課税の世帯と均等割のみ課税の世帯を支援する給付金です。
- 受給するには、「支給のお知らせ（確認書）」の確認、または「申請」が必要です。

給付金の名称	非課税世帯 物価高騰対策支援給付金	均等割のみ課税世帯等 物価高騰対策支援給付金
	＜国の基準＞	＜鶴岡市独自の基準＞
支給対象	令和6年12月13日時点で鶴岡市に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が、次のいずれかに該当する世帯	
	「非課税の方」 のみの世帯	「非課税の方」 「均等割のみ課税の方」 で構成される世帯
	※世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族等に扶養されている場合は、対象外です。 （裏面の支給対象の表で確認ください）	※世帯全員が、住民税所得割が課税されている他の親族等に扶養されている場合は、対象外です。 （裏面の支給対象の表で確認ください） ※国の基準に該当する世帯は、市独自の給付金には該当しません。
支給額	1世帯あたり 3 万円	
	【子ども加算】世帯で扶養されている18才以下の児童 （平成18年4月2日以降に生まれた児童）1人あたり 2 万円	
支給時期	・ 2月上旬に「支給のお知らせ（確認書）」の郵送により振込口座と予定日をお知らせし、2月下旬に振込みの予定です。 ・ 申請の場合は、市が申請書を受理した日から、1か月程度が目安です。 （申請受付開始：2月上旬～）	
手続き	・ 市で課税状況が確認でき、対象と思われる世帯には、 「支給のお知らせ（確認書）」または「申請書」が届きます ・ 対象世帯でお知らせ・申請書が届かなかった世帯は、 「申請」が必要です 申請書はこちらのホームページから ダウンロードもできます→  申請書の提出期限 令和7年5月31日(土)（消印有効） ※窓口での受付は5月30日(金)まで	

支給対象や手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給対象

	世帯全員の被扶養状況 (扶養者の課税状況)	対象事業
非課税 世帯	扶養されていない	国
	扶養されている (非課税)	国
	扶養されている (均等割のみ)	市独自
	扶養されている (均等割・所得割)	対象外
均等割 のみ 課税世帯	扶養されていない	市独自
	扶養されている (非課税)	市独自
	扶養されている (均等割のみ)	市独自
	扶養されている (均等割・所得割)	対象外

子ども加算の対象

本給付金の支給対象となる非課税世帯及び均等割のみ課税世帯には、世帯で扶養されている18歳以下の児童1人あたり2万円を加算して給付します。

※住民票を移さず、施設入所している児童は対象になりません。

次の場合は給付の対象となりますので、申請してください。

- ・令和6年12月13日以降に生まれた新生児がいる場合
- ・別世帯の児童を扶養している場合

例) 単身で寮に入っているこどもなども、生計が同一であれば対象となります。

給付金の支給手続き

(1) 「支給のお知らせ(確認書)」が届いた世帯(申請は不要です)

- 令和5～6年度に、物価高騰対策支援給付金(給付額 非課税世帯7万円または10万円・均等割のみ課税世帯10万円)のいずれかを受け取った世帯で、課税状況や世帯員等に変更のない方に送付します。**内容を確認し、変更等がなければ申請は不要です。**
- 本給付の**支給を希望しない方、または、振込口座を変更される方は、届出が必要**です。また、世帯全員が扶養されている場合で、**市外にお住まいの扶養者がいる場合は対象**となるか確認しますので、**下記の給付金窓口までご連絡ください。**

(2) 「申請書」が届いた世帯(世帯の状況や住所が変わった等)や「支給のお知らせ(確認書)」 「申請書」が届かなかった世帯

給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

- 申請書が届いた世帯は、必要事項を記入して、**令和7年5月31日(消印有効)まで返信**してください。
- 支給のお知らせ(確認書)、申請書が届かなかったが、対象となると思われる方は、**令和7年5月31日(消印有効)まで申請書を提出**してください。申請書はホームページからダウンロード、またはお問い合わせいただければ、郵送で交付します。



※申請の前に、世帯の中に住民税が課税となる所得があるのに未申告の方がいないかご確認ください。

※令和6年1月1日時点の住所が、鶴岡市外の場合は、令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する証明書(住民税非課税証明書、課税証明書等)を添付してください。



給付金の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ(土・日・祝日を除く)

鶴岡市 健康福祉部 福祉課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

給付金担当 問合せ窓口

受付時間 平日9:00～16:00



0235-33-8162